

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年12月 2 日（火）第3065号の 4



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限  
(選挙管理委員会取扱い) 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日及び放送順序を定めるくじを行う  
日時及び場所 (選挙管理委員会取扱い) 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長事務所で使用する選挙長印の様式  
(選挙管理委員会取扱い) 1

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する候補者 1 人当たりの支出金額の制限は、次のとおりである。

平成26年12月 2 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県第 1 区	
候補者 1 人につき	24, 146, 900円
鹿児島県第 2 区	
候補者 1 人につき	27, 670, 900円
鹿児島県第 3 区	
候補者 1 人につき	22, 920, 200円
鹿児島県第 4 区	
候補者 1 人につき	23, 124, 300円
鹿児島県第 5 区	
候補者 1 人につき	24, 916, 300円

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第45号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日及び放送順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成26年12月 2 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 日時  
平成26年12月 2 日 午後 5 時30分から
- 2 場所  
鹿児島県選挙管理委員会室（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 県庁行政庁舎 6 階）

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第46号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長事務所において使用す

る選挙長印の様式を次のとおり定めた。

平成26年12月 2 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県第 1 区選挙長印

挙 第 鹿
長 一 児
之 区 島
印 選 県

備考 大きさは2センチメートル四方とする。

鹿児島県第 2 区選挙長印

挙 第 鹿
長 二 児
之 区 島
印 選 県

備考 大きさは2センチメートル四方とする。

鹿児島県第 3 区選挙長印

挙 第 鹿
長 三 児
之 区 島
印 選 県

備考 大きさは2センチメートル四方とする。

鹿児島県第 4 区選挙長印

挙 第 鹿
長 四 児
之 区 島
印 選 県

備考 大きさは2センチメートル四方とする。

鹿児島県第 5 区選挙長印

挙 第 鹿
長 五 児
之 区 島
印 選 県

備考 大きさは2センチメートル四方とする。